

奈良市省エネ家電購入促進事業補助金交付要領

（目的及び趣旨）

第1条 この要領は、物価高騰対策及び家庭における温室効果ガス排出量削減を目的として、市民に対して省エネルギー性能に優れた家電製品を値引きして販売した家電販売事業者に対し、予算の範囲内で奈良市省エネ家電購入促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、奈良市補助金等交付規則（昭和59年奈良市規則第23号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象機器）

第2条 補助金の対象となる省エネルギー性能に優れた家電製品（以下「補助対象省エネ家電」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- （1） エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく小売事業者表示制度において、省エネ性能による多段階評価点が3.0以上であることにより、3つ星以上の統一省エネルギーラベルが表示されている家庭用電化製品であること。
- （2） エアコンディショナー又は電気冷蔵庫であること。
- （3） 新品であること。
- （4） 1台当たりの販売価格（消費税及び地方消費税の額を含む。）が6万円以上の製品であること。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- （1） 奈良市内又は奈良市に隣接する市町村に所在し、家電販売事業者が補助対象省エネ家電を対面により販売している店舗であること。
- （2） 第6条の規定により店舗登録された店舗であること。
- （3） 奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団等に該当しない者であること。
- （4） 奈良市税を滞納していない者であること。

（補助対象事業）

第4条 補助金の対象となる事業は、補助対象者が第6条の登録を受けた店舗において、補助対象省エネ家電を自己の居住の用に供する市内に存する住宅に設置しようとする奈良市民に対し、補助対象省エネ家電を第5条に規定する補助金額相当を値引きして販売した事業とする。ただし、奈良市民1人につきエアコンディショナー及び電気冷蔵庫それぞれ1台までの販売に限る。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象省エネ家電1台につき30,000円とする。

(店舗登録)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別途定める店舗登録申請フォームに入力及び添付することによって、奈良市省エネ家電購入促進事業補助金店舗登録申請書（別記第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 振込口座の情報が確認できる書類の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、内容を審査し、適当と認めたときは店舗登録を承認し、申請者に対しその旨通知するものとする。

3 申請者は、第1項に基づき提出した内容に変更が生じた場合又は承認された店舗登録を取り下げる場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

(店舗登録の取消し)

第7条 市長は、店舗登録の承認を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、店舗登録を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正の手段により店舗登録の承認を受けたとき。

(2) この要領の規定に違反したと認められるとき。

(3) その他市長が店舗登録を不相当と認めたとき。

(補助金の交付申請、実績報告及び交付請求)

第8条 申請者は、市長が別途定める補助金申請フォームに入力及び添付することによって、奈良市省エネ家電購入促進事業補助金交付申請書兼実績報告書兼交付請求書（別記第2号様式。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長の定める期日までに提出しなければならない。

(1) 販売した補助対象省エネ家電の型番、販売額、販売日及び補助金額相当を値引きして販売したことが確認できる書類

(2) 奈良市省エネ家電購入促進事業補助金購入者誓約書（別記第3号様式）

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定、額の確定及び交付)

第9条 市長は、前条の規定に基づき、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、奈良市省エネ家電購入促進事業補助金交付決定通知書兼確定通知書（別記第4号様式）により、申請者に通知するとともに、補助金を交付

するものとする。

- 2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要と認めるときは、条件を付することができる。
- 3 第1項の通知は、別途市長の定める一定期間中に同一の申請者から提出された複数の申請書について、まとめて補助金の交付決定及び額の確定をし、当該申請者に通知することができる。
- 4 市長は、補助金を交付することが不適当と認めたときは、速やかにその旨を申請者に通知するものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第10条 市長は、第9条第1項の規定による補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- （1）虚偽その他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- （2）第7条の規定により店舗登録を取り消されたとき。
- （3）この要領の規定に違反したと認められるとき。
- （4）その他市長が補助金の交付を不適当と認めたとき。

（関係書類の保管）

第11条 補助事業者は、補助金に係る関係書類を、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

（検査等）

第12条 市長は、申請者に対して、補助金に関する必要な事項を指示し、報告を求め、若しくは検査し、又は補助対象省エネ家電設置場所の調査への協力を求めることができる。

2 市長は、補助事業者に対して、補助金の効果検証のために行う調査への協力を求めることができる。

（その他）

第13条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年6月30日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年8月13日から施行する。

別記

第1号様式（第6条関係）

奈良市省エネ家電購入促進事業補助金店舗登録申請書

年 月 日

（宛先）奈良市長

奈良市省エネ家電購入促進事業補助金交付要領（以下「要領」という。）第3条各号のいずれにも該当することを確認し、店舗登録規約に同意した上で、要領第6条の規定により、以下のとおり店舗の登録を申請します。

①登録店舗情報

販売店舗名	
店舗代表者氏名	
店舗所在地	〒
電話番号	
メールアドレス	
ホームページURL (ホームページがある場合)	

②登録口座情報（補助金振込先口座の登録）

登録 口座	金融機関名	支店名
	金融機関コード(数字4桁)	支店コード(数字3桁)
	口座種別(普通(総合)、当座)	口座番号 (数字7桁)
	口座名義人	

※口座情報が分かる書類の写しを添付

店舗登録規約

「奈良市省エネ家電購入促進事業」（以下「本事業」という。）は、奈良市省エネ家電購入促進事業補助金交付要領（以下「要領」という。）に基づき、物価高騰対策及び家庭における温室効果ガス排出量削減を目的として、省エネ性能の高い家電製品（要領第2条に定めるものをいう。）の購入を促進するために実施する事業です。登録店舗は、奈良市民への補助対象省エネ家電の販売時に、補助金相当額の値引きを行い、奈良市長に対し補助金の交付申請を行います。奈良市長は、提出された申請書類を審査の上、適正と認められる場合には、当該登録店舗に対し、補助金を交付します。

本規約は、本事業において補助対象者となるべく店舗登録を行う家電販売事業者に適用されます。

第1条 登録店舗

- 登録店舗とは、補助金の交付を申請するために要領に基づき事前に奈良市に店舗登録申請を行い、承認された者をいいます。ただし、当該登録は奈良市が登録店舗として登録された店舗に対して何らその優良品を認定したものではありません。
- 登録店舗情報若しくは登録店歴情報に変更が生じた場合又は店舗登録を取り下げる場合は、当該登録店舗は速やかに奈良市に報告しなければなりません。

第2条 補助金の交付申請手続き

補助金の交付申請にあたり、登録店舗は、奈良市が提供する補助金申請のための Web フォームより遅滞なく交付申請兼交付請求をしなければなりません。奈良市は、提出された交付申請等書類に不備又は不足を発見した場合、通知又は電話により確認を行います。登録店舗は奈良市からの確認について、指定される期限までに回答又は不足書類等を提出しなければなりません。

第3条 登録店舗の義務

- 登録店舗は、以下に掲げる事項全てについてその責任と義務を有します。
- 奈良市が作成する要領等（本規約を含む。）及び奈良市が行った告知・発表等（以下「マニュアル等」という。）に定める事項を厳守すること。
 - 奈良市民を含む消費者等に対して、本事業について適切に説明を行うこと。
 - 補助対象省エネ家電を購入する奈良市民に対し、本事業について説明し、補助を受けて家電を購入することとなった場合、奈良市が提供する「奈良市省エネ家電購入促進事業補助金購入者誓約書」（以下「誓約書」という。）への署名を求めること。
 - 補助対象省エネ家電購入者に本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証等）の提示を求め、購入者が「誓約書」に記載した住所及び氏名等が相違ないことを確認すること。
 - 本事業の補助を受けて販売する補助対象省エネ家電については、「誓約書」に記載された購入者の住所へ登録店舗（又は登録店舗から業務を受託した者）が配送又は設置まで行うこと。
 - 補助金の交付申請手続きを遅滞なく、また適正に実施すること。
 - 奈良市が本事業のホームページやメール等を通じて行う連絡事項を随時確認すること。
 - 奈良市から交付される予定の補助金相当額分を、購入者の購買価格（税込価格）より値引きすること。
 - 奈良市が、本事業の適正かつ円滑な運営のために行う調査（補助対象省エネ家電の設置場所の調査を含む。）に協力すること。
 - 奈良市が、本事業の効果検証のために行う調査に協力すること。
 - 補助金に係る関係書類を、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から5年間保管すること。

第4条 本事業の留意点

登録店舗は、本事業の補助金申請にあたり以下の留意点について理解しておかなければなりません。

- 本事業の予算には限りがあり、交付申請は予算上限に達した段階で受付を終了すること。よって、可能な限り早い時期に交付申請することが望ましいこと。なお、交付申請は補助金申請フォームへの入力による先着順に受け付ける。
- 本事業の対象となる家電製品は、要領第2条に規定する補助対象省エネ家電に限ること。
- 補助金の交付については、要領第3条に規定する補助対象者の要件を満たす者に限ること。

第5条 従業員等への周知

従業員等（従業員及び本事業に関する業務を委託する場合は当該委託事業者を含む。以下同じ。）に対して、登録店舗の業務、義務、留意点、禁止事項等について、周知と教育を徹底しなければなりません。

第6条 禁止事項

登録店舗（登録店舗になろうとする者を含む。）及びその従業員等は、以下に掲げる行為を行ってはなりません。

- 不正、虚偽により登録店舗の登録を受け、又は登録を申請すること。
- 自らの不正、虚偽により、又は購入者の不正、虚偽を知りながら補助金の交付を受け、又は交付申請をすること。
- 登録店舗が同一の購入者に対する補助対象省エネ家電の販売に当たり、奈良市及び他の同種の助成金等の交付を受けること。
- 消費者等に対して、本事業の制度又は奈良市の名称、商標若しくは呼称等を用いて、登録店舗が取り扱う製品の優良品又は有利性を誤認させるおそれのある言動、表示及び広告をすること。
- 奈良市に対する一切の権利及び義務並びに本規約に基づき締結される奈良市との間の契約上の地位について、奈良市の同意なしに第三者に対して譲渡し、若しくは移転又は担保に供すること。
- 奈良市及び消費者等を誹謗中傷する、又は名誉若しくは信用を傷つける言動をすること。
- その他、奈良市が本事業の趣旨に反すると判断する行為、及び奈良市との信頼関係を損なう一切の行為。

第7条 不適切な行為に対する処分

奈良市は、登録店舗が、虚偽その他不正の手段により本事業の手続きを行い、若しくは要領の規定に違反する行為を行った場合には、店舗登録又は補助金の交付決定を取り消すことができます。この場合において、登録店舗から業務を受託した者が不正手続きを行ったときは、当該登録店舗が当該業務を受託した者とともに不正手続き等を行ったものとみなします。

第8条 補助金の返還

- 奈良市は、前条の措置と併せて既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができます。
- 前項による返還命令を受けた登録店舗は、速やかに補助金の全額又は一部を奈良市に返還しなければなりません。なお、本規定は、登録店舗から値引きを受けた購入者が、当該値引き分を登録店舗に返還することを妨げるものではありません。

第9条 本規約の変更等

奈良市が本規約を変更するときは、本事業のホームページにより、本規約の変更をする旨、変更内容及び変更の効力発生時期を通知するものとします。ただし、上記にかかわらず、当該変更が登録店舗一般の利益に適合する場合、又は緊急の必要がある場合その他やむを得ない事情がある場合には、変更の効力発生後速やかに上記の方法において周知することができるものとします。変更後の本規約については、奈良市が定めた効力発生時期より、効力を生じるものとします。

第10条 免責

- 奈良市は、本事業に関して登録店舗（登録店舗になろうとする者を含む。以下本条において同じ。）に生じたあらゆる損失等について、一切の責任及び義務を負わないものとします。ただし、奈良市の故意又は重過失によるものである場合には、奈良市は、登録店舗に直接かつ現実生じた損害に限り、責任を負うものとします。
- 奈良市は、本事業に関して、登録店舗と購入者及び第三者との間に生じた紛争やあらゆる損失等について、一切の責任及び義務を負わないものとします。

第11条 奈良市による個人情報の利用

本事業において奈良市が取得した個人情報の利用、保存及び管理には、奈良市情報セキュリティ基本方針が適用されます。登録店舗は、購入者が奈良市に提供する購入者の個人情報について、奈良市情報セキュリティ基本方針に従って利用、保管及び管理等されることについて、「誓約書」への署名によって購入者の了承を得るものとします。

第12条 秘密保持義務及び個人情報保護義務

- 登録店舗（登録店舗になろうとする者を含む。以下本条において同じ。）は、本事業に関連して、申請フォームの認証ID及び認証キーを含む、奈良市から開示される技術上及び営業上の情報（以下「秘密情報」という。）を、第三者に漏洩、開示又は公表してはならないものとします。ただし、奈良市の書面による事前の同意を得た場合はこの限りではありません。
- 登録店舗は、本事業上の義務を利用する目的に限り、秘密情報を複製、加工及び利用することができます。
- 登録店舗は、奈良市から指示を受けた場合、当該指示に従い速やかに、秘密情報（秘密情報を複製及び加工したものを含む。）を返却、廃棄又は消去するものとします。当該返却、廃棄又は消去に要する費用は、登録店舗が負担するものとします。
- 登録店舗は、秘密情報及び個人情報の安全な管理のために、組織的、人的、物理的及び技術的な安全措置を講じなければならないものとします。
- 奈良市が要求する場合、登録店舗は、秘密情報及び個人情報の管理状況を奈良市に報告するものとします。また、奈良市は、登録店舗に対し、事前の書面による通知により、奈良市が登録店舗の業務の適正を確認するために必要と認める範囲内において、登録店舗の事業所その他秘密情報及び個人情報の管理場所又は使用場所に立ち入り、関連する書類等の提出を求める等秘密情報及び個人情報の管理等の情報セキュリティ監査を行うことができるものとします。

第13条 専属的合意管轄裁判所

本事業に関して、奈良市と登録店舗又は登録店舗になろうとする者との間に生じた紛争については、奈良簡易裁判所又は奈良地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第14条 補則

本規約に定めるもののほか、業務の実施に必要な事項については、マニュアル等に定めるものとします。

市処理欄	
------	--

奈良市省エネ家電購入促進事業補助金交付申請書兼実績報告書兼交付請求書

申請年月日

（宛先）奈良市長

申請者

登録店舗名

店舗代表者氏名

奈良市省エネ家電購入促進事業補助金交付要領第 8 条の規定により、次のとおり申請、報告及び請求します。

①販売家電情報

対象家電種別		販売年月日	
製造メーカー		対象家電製品（型番）	
値引き前販売価格 （税込）	円		

②購入者情報

氏名		生年月日	
住所			

③交付申請額等

交付申請・実績報告・交付請求額	30,000	円
-----------------	--------	---

④添付書類

・販売した補助対象省エネ家電の型番、販売額、販売日及び補助金額相当を値引きして販売したことが確認できる書類 ・奈良市省エネ家電購入促進事業補助金購入者誓約書（第 3 号様式） ・その他市長が必要と認める書類

奈良市省エネ家電購入促進事業補助金購入者誓約書

(記入日) 令和 年 月 日

(宛先) 奈良市長

購入者情報

フリガナ			
氏 名			
生年月日	年 月 日	電話番号	
住 所	〒 奈良市		
購入した 家電種別※	エアコン ・ 冷蔵庫		

※購入された家電種別を○で囲んでください。奈良市民1人につきエアコン・冷蔵庫それぞれ1台ずつ補助（値引き）の対象となります。それぞれ1台ずつ同時に購入された場合は、両方それぞれ○で囲んでください。
※申請に伴い奈良市に提供された購入者の個人情報については、奈良市情報セキュリティ基本方針に従って利用、保管及び管理されます。

家電販売店において、奈良市省エネ家電購入促進事業補助金（以下、本補助金という。）相当額の値引きを受けて省エネ家電製品を購入するに当たり、私（購入者）は下記の事項について誓約します。

記

1. 統一省エネルギーラベル3つ星以上で、新品かつ販売価格6万円（税込）以上の省エネ家電製品（エアコン又は冷蔵庫）を本補助金額相当3万円（両方購入した場合は6万円）の値引きを受けて購入しました。
2. 本補助金額相当の値引きを受けて購入した省エネ家電製品は、上記住所に設置します。
3. 本補助金額相当の値引きを受けられるのは、エアコン及び冷蔵庫それぞれ1台までに限られていることを理解しました。
（例えば、エアコン1台を本補助金額相当3万円の値引きを受けて購入した後は、たとえ異なる家電販売店においてエアコンを購入する場合でも、本補助金額相当3万円の値引きは受けられません。）
4. 同種の家電製品（エアコン又は冷蔵庫）について複数回本補助金額相当の値引きを受けた場合や、本補助金額相当の値引きを受けて購入した家電製品を購入後直ちに転売するなど、不正な目的で本補助制度を活用した事態が判明した場合は、奈良市から本補助金額相当（値引き分）の返還を求められ、それに応じる必要があることを理解しました。

以上

販売店舗使用欄

登録店舗名		店舗担当者名	
-------	--	--------	--

☐ 購入者から本人確認書類の提示を受け、記入された購入者情報と一致していることを確認した。

第4号様式（第9条関係）

奈良市省エネ家電購入促進事業補助金交付決定通知書兼確定通知書

奈良市指令 第 号

申請者
登録店舗名
店舗代表者氏名 様

申請のあった補助金の交付については、次のとおり決定し、補助金の額を確定したので、奈良市省エネ家電購入促進事業補助金交付要領第9条の規定により通知します。

令和 年 月 日

奈良市長

補助年度	令和8年度
対象交付申請 兼実績報告	
交付決定金額及び 交付確定金額	円
交付予定年月日	令和 年 月 日（予定）

（交付条件）

- (1) 市長は、必要があると認めるときは、補助金に関する必要な事項を指示し、報告を求め、又は検査、又は補助対象省エネ家電設置場所の調査への協力を求めることがある。その場合は遅滞なく対応するものとする。
- (2) 市長が補助金の効果検証のために行う調査への協力を求めた場合は、遅滞なく対応するものとする。
- (3) 市長は、申請者が次のいずれかに該当する場合には、本補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した本補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。
- ア 虚偽その他不正の手段により本補助金の交付決定を受けたとき。
- イ 奈良市省エネ家電購入促進事業補助金交付要領の規定に違反したと認められるとき。
- ウ その他市長が補助金の交付を不相当と認める事由が発生したとき。
- (4) 補助金交付申請の対象である対象省エネ家電の売買の取消し又は内容の変更等が生じた場合は、速やかに市に報告すること。